

リチウム同位体分離濃縮技術データ解析に関わる
労働者派遣契約
仕様書

令和8年5月

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

六ヶ所フュージョンエネルギー研究所

ブランケット研究開発部 増殖機能材料開発グループ

仕 様 書

1. 件 名

リチウム同位体分離濃縮技術データ解析に関わる労働者派遣契約

2. 目 的

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）は、国際熱核融合実験炉（ITER）における核融合炉ブランケットの機能実証試験を進めている。

本仕様書は、ITER に設置するテストブランケットモジュール（以下「TBM」という。）にて使用する増殖材料原料であるリチウム同位体を分離する技術において、試験データの解析に関する業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

3. 業務期間、業務時間、人員

(1)業務期間 令和8年8月1日～令和9年3月31日

(2)業務時間 月曜日～金曜日（祝日、年末年始（12月29日～1月3日）及びQSTの指定する日を除く。）

9:00～17:30（休憩時間60分を含む。）

必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。なお、業務時間外の労働の対価は、別途精算払いを行う。

派遣労働者が在宅勤務をする場合には、原則として就業時間外勤務及び出張・外勤を認めない。

(3)人 員 1名

（派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は、代替要員を配置させるなど、担当職員と協議の上、必要な処置を講じること。）

4. 就業場所

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字表館 2-166

QST 六ヶ所フュージョンエネルギー研究所 ブランケット研究開発部

増殖機能材料開発グループ

電話番号：0175-71-6645

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字表館 2-190

青森県量子科学センター

ただし、必要に応じて派遣労働者の自宅等

5. 組織単位

六ヶ所フュージョンエネルギー研究所 ブランケット研究開発部

増殖機能材料開発グループ

6. 指揮命令者

六ヶ所フュージョンエネルギー研究所 ブランケット研究開発部
増殖機能材料開発グループリーダー

7. 業務内容

(1) リチウム分離回収・濃縮プロセスにおけるデータ解析に関する業務

QST 担当者の指示の下、以下の業務を実施すること。

- ① プロセスに関する試験データの解析業務
- ② プロセスに関する試験データのデータベース作成業務
- ③ リチウム分離濃縮装置の設計に関わる業務
- ④ 情報通信機器の管理・運用に関わる業務
- ⑤ 原型炉 R&D 棟、ブランケット工学試験棟、共同研究棟及び計算機・遠隔実験棟、青森県量子科学センターにおける一般安全に係る計画作成・実施・報告業務
- ⑥ 業務内容に関する各種データの整理・補完・管理、技術文書の作成業務
- ⑦ 原型炉 R&D 棟、ブランケット工学試験棟、共同研究棟及び計算機・遠隔実験棟、青森県量子科学センターの異常発生時(訓練を含む。)の措置に係る業務

(2) 付随的業務

上記と密接不可分・一体的に行われる付随業務で、派遣労働者の就業場所において自他の業務に関わりなく派遣労働者の業務とされているもの。

8. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし

9. 必要な資格

派遣労働者の要件については、以下に掲げるものを全て満たすこととする。

- ① 理工系の大学院修士課程を修了していること。
- ② データ解析に関連する 1 年以上の業務に従事した経験を有すること。
- ③ データベースの作成・管理の業務に従事した経験を有すること。
- ④ 以下のプログラミング言語に関する 1 年以上の業務に従事した経験または同等程度の知識を有すること。
 - (ア) Python
 - (イ) SQL
- ⑤ 試験装置・設備を用いたデータ取得から解析までの一連の研究開発経験を有すること。
- ⑥ 上記業務を遂行する上で必要となる事務系パソコンソフト(ワード、エクセル)

- ル、パワーポイント等)を用いて文書及び図表を作成することが可能なこと。
- ⑦ 業務を遂行する上で必要な意思疎通を日本語で行うことが可能なこと。(日本語を母語としない者の場合、日本語能力試験「N1」レベルに合格していること。)
 - ⑧ 当該者が居住者として日本国内に住民登録を行った日から起算して 6 か月以上が経過していること。基準日は、住民基本台帳において当該者の居住者登録が最初に記録された日とし、住民票その他の公的資料により確認すること。
 - ⑨ 当該者が、外国政府もしくは外国法令に基づいて設立された法人その他これに準ずる主体と、雇用契約、委任契約、役務提供契約その他の契約関係を継続していないこと、並びに当該主体からの指揮命令、義務負担の要請および金銭の授受がいずれも発生していないこと。
 - ⑩ 受注者は、外為法および関連通達等に基づく安全保障輸出管理手続に協力し、派遣労働者に「特定類型該当性に関する自己申告書」の提出等、QST の指定する確認手続に従わせること。

1 0. 派遣労働者を受注者における無期雇用者若しくは 60 歳以上の者に限定するか否かの別：

派遣労働者を「無期雇用派遣労働者、60 歳以上の者いずれにも限定しない」

1 1. 服務等

- ・一般健康診断については、派遣元が負担すること。
- ・特殊健康診断(定期)については、QST が負担する。ただし、実施時期は 6 月及び 12 月を予定しており、本仕様書の履行において支障がある場合は要求元と調整の上、履行開始前に派遣元で受診の上履行すること。
- ・派遣労働者は、食堂、更衣室、駐車場を利用できる。
- ・在宅勤務において、通信費・水道光熱費その他費用については派遣元又は派遣労働者の負担とする。

1 2. 提出書類

派遣労働者決定後、下記の書類を提出すること。

また、提出書類に不備等ある場合、契約始期からの派遣労働者受入について、改めて協議を行うこととする。

(部数：次の提出先に各 1 部、提出先：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」)

- (1) 仕様書に定める資格要件等を有することを証明する資料(契約始期の 2 週間前までに)
- (2) 労働者派遣事業許可証(写)(契約始期の 5 日前までに)
- (3) 派遣元の時間外・休日勤務協定書(所轄労基署受付済の写)(契約始期の 5 日

前までに)

- (4) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約始期の5日前までに、及び、変更の都度速やかに）
- (5) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約始期の5日前までに、及び、変更の都度速やかに）
- (6) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約始期の5日前までに、及び、変更の都度速やかに）
※届出日付又は取得日付を含む。ただし、不要な個人情報には黒塗りとする。
- (7) その他契約上必要となる書類（契約始期の2週間前までに）

※上記（4）の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと（派遣する労働者が45歳以上である場合はその旨（60歳以上の場合はその旨）、18歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。）また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

1.3. 検査条件

毎月履行完了後、QST 職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

1.4. 派遣先責任者

QST 六ヶ所フュージョンエネルギー研究所 管理部 庶務課長

1.5. その他

- (1) 派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。
- (2) QST の業務の都合により本仕様書に定める業務場所以外（海外含む。）での出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、別途精算払いを行う。
- (3) 派遣元は、QST が量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、労働者派遣法を始めとする法令のほか QST の規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。
- (4) 派遣元は、派遣労働者に欠務が生じるときは直ちに QST に連絡するものとし、速やかに代替要員を派遣すること。
- (5) 派遣労働者は QST が伝染病の疾病（新型インフルエンザ等）に対する対策を目的として行動計画等の対処方針を定めた場合は、これに協力するものとする。
- (6) 自家用自動車又は送迎による通勤が可能なこと。

(7) 派遣労働者が在宅勤務をする場合、QSTの情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ対策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。

また、特に次の事項に注意しなければならない。

- ① 在宅勤務の際に作成した成果物等を、機構外の者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。
- ② ①に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管及び管理すること。

1 6. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1 7. 協議

本仕様書に記載されている事項及び記載のない事項について疑義が生じた場合は、QSTと協議のうえ、その決定に従うものとする。

以上

(要求者)

部課（室）名：ブランケット研究開発部 増殖機能材料開発グループ
氏 名：金 宰煥